

再生鏡の分配と弥生後期の社会

賀川光夫

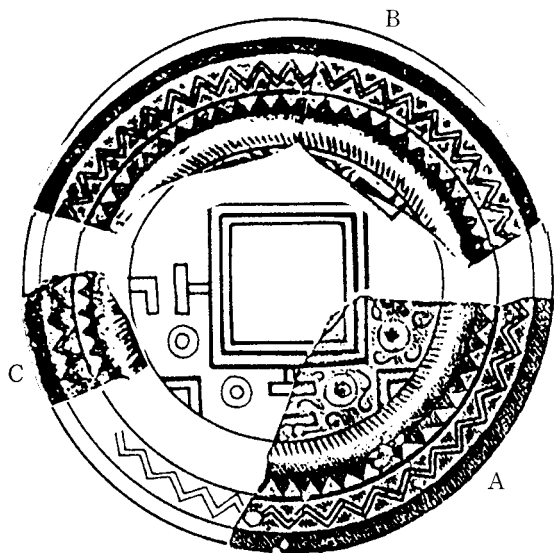
はじめに

太平洋戦争の敗戦によって混乱が続いていた昭和五十一年、九州山岳地帯の盆地、大分県玖珠郡森町（現玖珠町）名草台の一角の開拓事業によって夥しい石組みの石棺が見付かった。この遺跡調査で台地中央の円墳（千人塚）は主体部から出土した遺物によって五世紀の古墳と判定されたが、この古墳を取り巻く石組の箱式棺群は円墳とは層位をことにし、弥生終末、初期古墳時代に属していた。この石棺群は大部分が開拓で破壊されていたが、石棺の造成、石組の状態などを調べるにはさしつかえない状態であった。更に一部のものは内部主体も破壊を免れていたために、充分な調査ができた。

十号石棺の床に張り付いて破鏡が出土した。鏡片は良質な青銅鏡で、紐から内区の一部で、乳間に獣形が彫出されている。その特徴から後漢時代製作の鏡（獣帯鏡）である事がわかった。この鏡を観察してみると、破損部は研磨され、紐孔には紐ずれがみられた。この論文では破鏡の再生使用の問題について検討してみることにした。

一 破鏡の問題点

名草台遺跡十号石棺より後漢時代の獣帯鏡の破鏡が見付かってから間も無く、大分県日田市北郊の丘陵地帯、草場



第1図 出土鏡片より復原した方格規矩鏡

- A. 日田市草場遺跡 B. 八女市亀ノ甲遺跡
C. 大分市雄城台遺跡

遺跡の弥生後期のカメ棺、石棺の墓地群において、箱式棺の棺外副葬、または放棄の状態で破鏡（破損部周辺研磨）が見付かった。破鏡は後漢時代製作の方格規矩鏡で、方格文の角から内区、鏡縁に至る部分の一部で、破片の大きさは八・四センチ×四・三センチ、これから推理すると鏡の大きさは径一センチほどとなる。内区にはTL（逆字）V字型を現し、T字型左右に小乳を配置、これを取り巻き蕨手状の渦文があり、いわゆるTLV巻文八乳の形をなす。方格は三線で区画しているが方格内部に添って銘文はない。外区の模様は、内側から斜行櫛歯文、一段高く陽起鋸歯文、複線波文を巡らし、縁は平縁素文で終わる。

草場遺跡の棺外出土の方格規矩鏡の破鏡は方格の画線が三線からなっている。しばしば三線からなる画線の内側の一線は外側の二線との間に銘文を入れる画線として用いられているのであるが、ここでは内の一線はやや細目で並列で描かれている。このような類例は数が少なく、中国浙江省紹興県出土の径一八・三センチの三角縁方格

規矩鏡、同じく紹興出土径一二・五センチ、平縁方格規矩鏡がある。日本では寧楽美術館（奈良）に素縁四神鏡径一九・五センチがあるが、浅学の筆者は他に類例をしらない。

内区の文様は小乳を取り巻くようにして蕨手状の渦文を施しているが、通常は四神・瑞獸・鳥文等を細線式画文としてもちい、一部に渦文をもちいている。その特徴によって方格規矩四神鏡・獸文鏡・鳥文鏡・渦文鏡等に分類されている。草場遺跡出土の方格規矩渦文鏡（鈕と鈕座不明）は全体の文様や大きさからみて小倉文化財団（千葉）所有の鏡（径一〇・三センチ）とほぼ似ているが、通常この鏡を含めて小乳がら派生する渦文は忍冬唐草文の子葉のような形にまとめられている。これと比較してみると草場遺跡の渦文は唐草の茎と小葉を現した文様になっていて若干の違いがみられる。このように内区の文様をみると草場遺跡の鏡は類例に乏しいことがわかる。

高倉洋彰は福岡県八女市室岡字亀ノ甲遺跡出土の九五号箱式石棺に副葬された鏡片は船載の方格規矩鏡（第1図B）であるとして草場遺跡の鏡と対比している。高倉は両者の鏡は背文構成が同じで、復元径のわずかな差をのぞいて一致しているとして拓本をもって照合している。ここでも背文の類例が少ないことを指摘し、同范等の極めて近親の關係にあること、あるいは同一鏡の可能性があると述べている。この高倉の研究に対して、高橋徹は大分市大字玉沢宮ノ口雄城台遺跡七次調査、一号住居跡から出土の平縁で外区に複線波文及び陽起鋸齒文をめぐらし、うちがわに一段低く斜行櫛齒文がめぐる鏡片の（第1図3）出土に注意し、これと草場、亀ノ甲遺跡出土との対比をおこない、次のような見解を述べている。

「亀ノ甲の斜行櫛齒文は草場に比べると櫛齒の斜行の度合いが強く、かつ複線波の波長が長く外区の文様に微妙な違いがある。また内区のL字の縦横の比率に新旧の差がみられるとして、両者には製作に時間差と考えられる形式差があるのではないか」

と指摘している。更に文様の細部見当によれば亀ノ甲出土鏡片と雄城台出土鏡片は類似点が多く、両者は同一鏡の可能

性があると述べている。多くの鏡の文様構成には判で押したような一致した配列は望み得ないとみるべきであるが、おおいに注目する必要がある。

さて草場、亀ノ甲、雄城台のそれぞれの遺跡から同一鏡の可能性がある破鏡が出土し、その出土状況が草場では箱式石棺の棺外副葬又は放置、亀ノ甲では石棺副葬、雄城台では住居跡出土という違った出土状況にある。このことはこれまでの北部九州の漢、三国鏡が墳墓副葬の様子をとるのところがっていることに気がつく。またこれらの破鏡が破損部を磨き鏡体を再生（以下「再生鏡」とよぶ）して分配されたものであることなど多くの問題を抱えていることも明らかである。

二 再生鏡の用途

最近になって北九州地方の各地から再生鏡（破鏡）出土の報告が多く、その謎は益々深まりつつある。前述の如く、再生鏡は破損部を磨いて再生し、これを政治目的に分配したのではないかと考えられる。もしそのような推理が許されるとすれば、一斉に放棄した弥生終末、古墳時代初期の政治事情の解明が必要になる。このようなことは、広く九州の東西に分布する草場、亀ノ甲、雄城台遺跡出土の方格規矩渦文鏡の検討で複数の破鏡が同一鏡である可能性があるとの高倉洋彰・高橋徹の結論から領ける。この様にして再生鏡の分配は弥生式共同体の構造を具体的に述べる重要な資料になる。

再生鏡の種類は一部に前漢鏡を見るが、おおむね後漢鏡が主体である。鏡種は方格規矩鏡、内行花文鏡を主体に各種にわたっている。鏡は一定の方法で製作されたものとは考えられず、ために大小様々で、形も一定していない。しかも前述の如く草場、亀ノ甲、雄城台遺跡出土の三鏡の如く同一鏡からの一部分ではないかとの疑いを持つほどのものはあまり見られない。これまで大量に出土している再生鏡の接合は並大抵ではない。この様な点から破鏡その



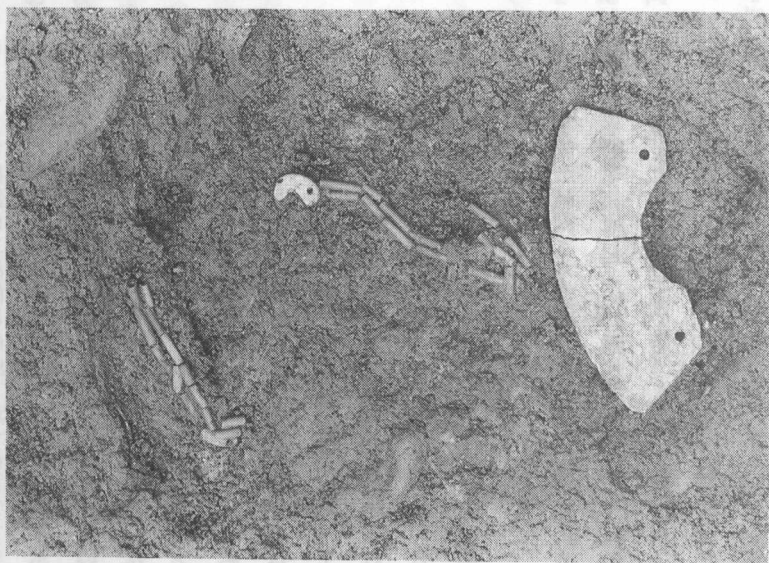
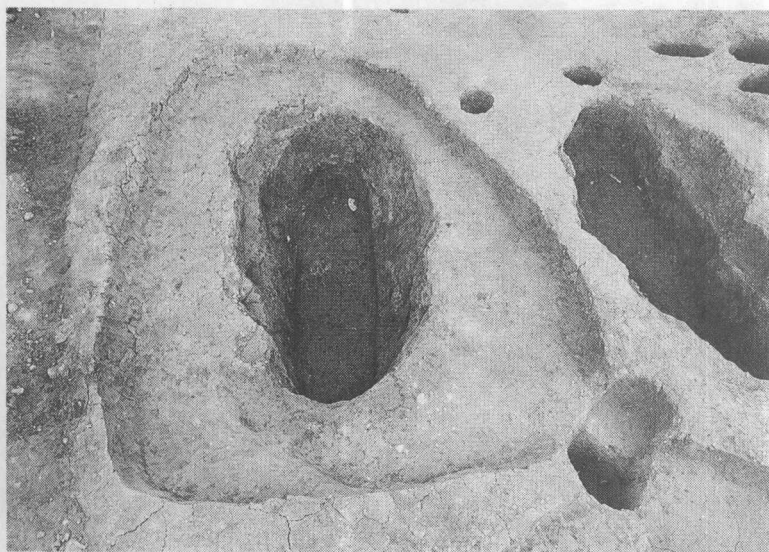
第2図 宇佐市高森 本丸遺跡石蓋土壙群

宇佐市高森本丸遺跡(第2図)は宇佐山峡に発して宇佐平野を北流し、周防灘に注ぐ駅館川下流の東岸、丘陵の断崖上に位置している。この段丘縁端に一五基からなる弥生後期の小集団墓があり、その多くに鉄器が副葬されていた。この石蓋土壙墓の一基、七号墓(第2図右)から後漢時代

使用が考えられる。この出土状況からみて再生鏡の多くは、垂飾具としての見付かり、胸部の垂れ飾りであることが明らかにされた、

同第7号石蓋土壙

ものが輸入されたのではないかと推理することもできる。さて破鏡は二次的に研磨されていることで再生鏡とみることができ。再生鏡の用途を具体的に示す出土状況は、最初に注意した名草台遺跡箱式棺出土の獣帯鏡のごとく紐ずれがみられ吊り飾りとして使用したと思われるものがあつたり、また大分市尼ヶ崎遺跡出土の方格規矩鏡片は両辺に二次的穿孔を加えて垂飾りと考えられるものもあつた。しかしこれまで用途については明らかにするまでの資料に欠けていたが、最近になって宇佐市高森本丸遺跡の七号土壙から玉類と共に連結された再生鏡が見付かり、胸部の垂れ飾りであることが明らかにされた、



第3図 宇佐市高森本丸遺跡 第7号石蓋土壙(上)

同再生鏡出土(下)

の内行花文鏡の破片（第3図）と紐状に連結されたとみられる管玉が出土した。この出土の位置は造り付けの土枕に接していたことで胸飾りとして使用されたものとみて間違いない。古墳出現期を間近にした集団墓の一つの形態とみられる。

この内行花文鏡片は鏡縁部長さ一〇・五cm、幅四・五cmを測る。平縁の内区側櫛函文、平行線に同心円を配した文様帯がみられる。この特徴からみて、雲雷文内行花文鏡と判定され、その一部鏡片とみることが出来る。この破鏡は破損部を研磨し、内区側の両端を穿孔して再生鏡としているが、再生時に胸前の垂れ鏡として使用することを目的としていたことがわかる。

さて再生鏡のすべてが垂れ鏡の状態として使用されたかどうかいささか不明な点もあるが、それが弥生時代の小部族連合の印として、首長の保有するところのものと考えることは出来ぬであろうか。もしそうであるとすれば分配者としての権力機構のもとで弥生時代の連合組織を再生鏡で割り出すことが可能となる。そうした見通しのもとで、高倉洋彰、高橋徹等が試みた再生鏡からの同一鏡復元の作業は大いに注目されなければならない。そのためには再生鏡のみの出土状況の検討に止どまらず、鏡の破壊、再生の状況をも含めて実像の糾明が必要となろう。

三 再生鏡の分配

さて再生鏡の分配は弥生式共同体の構造を具体的に物語る重要な資料となりつつあるが、この問題をもう少し詮索してみようとおもう。古代の東アジアでは、中国中原王朝にたいして、周辺諸国から朝貢があり、これにともない爵位を与えて王位を認める風習があった。日本に関しては、『三國志』東夷伝や『晋書』以下『梁書』などにそれに関する

る記録がある。

中国における封爵制度は殷時代に始まり周時代に更に充実した爵位制度を確立し、秦、漢時代初期まで継続されている。殷時代朝廷は王畿以外の領地を諸侯にわけ、諸侯を三種類の爵位に分けた。すなわち侯・伯・甸の三爵位である。周時代には等級は漸次厳しくなり、王の下の諸侯を公・侯・伯・子・男の五等爵に分け玉を以て封爵に当てている。公爵には桓圭、侯爵には信圭、伯爵には躬圭、子爵には穀璧、男爵には蒲璧をもって地位の印としていた。また古代中国では玉器を爵位の他に祭祀の礼器としても使用され、「六器」として『周礼』春官のなかに次のように記している。

「以玉作六器 以礼天地四方 以蒼璧礼天 以黄琮礼地 以青圭礼東方 以赤璋礼南方 以白琥礼西方 以玄璜礼北方」

とある。この様に玉器は諸侯に与えられた王標であり、又は礼器である。ここで福岡県春日市須玖岡本遺跡、同系島郡三雲遺跡出土のガラス璧（ガラス璧は漢代の器）は穀璧であり、周爵で子爵に相当する玉器であるが、既に玉器封爵制度が存続したかどうか疑わしい漢代（弥生式中期）にあって、これをどのように解釈するかが問題となる。しかし前漢鏡三十面以上と共に出土したガラス璧は封爵制度の遺風の存続とみてさしつかえないものと考えてよからう。福岡県筑紫郡夜須町峰遺跡出土の破壁は再生した宝器で、中国中原王の冊封に習った弥生時代の分割連合の統治によるものと考えられまいか。

再生鏡が分割統治や宗教上の何らかのしきたりによって分配されたとしたら、破壁の分与による冊封があったものと思われる。再生鏡の出土を分布状態で見ると、かつて中原王朝から前漢、後漢鏡と共に爵位として下賜された璧の出土地を中心に次第に遠隔の地に及んでいることが分かる。再生鏡の分与された地域破壁よりも更に辺境の族長にも

及んでいたことが分かるので、小地域連合の姿が明らかである。

再生鏡の分配は鏡の種類や出土土器などからみて弥生後期中葉とみられ、この時期は『三国志』東夷伝にみえる邪馬台国の世紀に当たろう。また再生鏡が一斉に放棄された時期は弥生終末期から古墳時代初期の短期間であり、一部では前方後円墳の出現の時期と一致している。この時期にこれまで再生鏡もっていた政治的、宗教的権威が急速に低下したことを意味しているものと考えることができる。

再生鏡は先に述べたように、前漢、後漢鏡が主体であったが、再生鏡の一斉放棄を期に、弥生時代は終息したとみてよい。かわって前方後円墳が進出し、より高い宗教的、政治的権威の象徴としての三角縁神獸鏡が出現し、新しい時代の幕が開かれたと見るべきである。

最後に再生鏡そのものに就いての感想を述べておこう。これまで述べてきた再生鏡は単なる鏡の破片ではなく、いったん分離した鏡片を修復して鏡体を復元したと見られる。従ってこれを単なる破鏡と呼ぶのは問題があり、これとができるからである。さらに再生鏡はこれまでの伝世鏡の伝統をすてて弥生時代終末期に一斉放棄が行われた劇的事実によって評価されなければならないからである。

四 再生鏡に関する記録

中国漢代以降の製作鏡についてはそれぞれ貴重な記録によって知ることが出来るが、再生鏡については『神異経』、『本事詩』、『太平御覧』などに興味深い記事がのっている。『太平御覧』の記事は前の二つの記事を合わせのせているので、『神異経』、『本事詩』に就いて参照してみることにした。

『本事詩』

陳太子舍人徐德言之妻後王叔寶之妹封樂昌公主才色冠絕時陳政方亂德言知不相保謂其妻曰以君之才容國亡必入權豪之家斯永絕矣儻情緣未斷猶冀相見宜有以信之乃破一照人執其半約曰他日必以正月望日賣於都市我當在即以是日訪之及陳亡其妻果入越公楊素之家寵嬖殊厚德言流離辛苦僅能至京遂以正月望日訪於都市有蒼頭賣半照者大高其價人皆笑之德言直引至其居設食具言其故出半照以合之仍題詩曰照與人俱去鏡歸人不歸無復嫦娥影空留明月輝陳氏得詩涕泣不食素知之愴然改容即召德言還其妻仍厚遺之聞者無不感歎仍與德言陳氏偕飲令陳氏為詩曰今日何還次新官對□官笑啼俱不敢方驗作人難遂與德言歸江南竟以終老

『神異經』

昔有夫婦將別破鏡各執半以為信其妻忽與人通鏡化鵲飛至夫前其夫乃知之後人因鑄鏡為鵲安背上也

『神異經』は前漢の東方朔著といわれる書であり、『本事詩』は唐の孟啓撰と言われるので、漢代の『神異經』により、『本事詩』を参考にすればよい。これによると、古代中国においては夫婦の別離に当たって、鏡を半分に破ってそれぞれの半をとり、誓いとすることが書かれている。時に半鏡をとりそれによって行動を確かめ合い、行動を知ることができるし、破鏡によって終局のしあわせを得ることができるとされる。また約束を破った妻の行動が鵲となった破鏡によって直ちに夫の前に飛び来りて事を伝えたとある。このような再生鏡は実際に、夫婦間の別離に際して再開を約するためのものと見ることができよう。

さて、古代の連合のために再生鏡を使用されていたかどうかいまだ問題があり、直ちに再生鏡の分配分与による連帯確認のために用いられたものとするはむずかしい。しかし九州北部に隣接する中九州地方において、弥生終末期の遺跡から発見されている再生鏡が九州北部の支配層と何等かの関係があるかどうかについては注意しておく必要

があり、少なからず関心のもてる問題である。そして『神異経』・『本事詩』の「破鏡各執半以爲信・・」。「一鏡各執其半約日他日・・」は破鏡再生分与の問題に大変参考になる記録である。今後古典を調べ考古学的に再生鏡の存在を明らかにしてこの問題を深めたいと考えるがかなりの時間と協力態勢が必要とされる。

おわりに

破鏡再生の問題に関して若干の考えを述べてみたが、この問題に関しては大きく三点の問題があげられるように思われる。

(一) 再生鏡は一部に前漢鏡の出土があるものの、その大多数は後漢鏡の破片で占められていること。

(二) 破鏡はいかなる状況のもとで再生鏡化されたか(たとえば破鏡は漢代鏡の絶対数不足の弥生時代後半にあつて、分権態勢維持のため自ら破壊分与した。または破鏡そのものを輸入して再生鏡とした)。再生鏡は漢代の冊封に習つて周代の遺風を慣用し、弥生時代の国家連合のために分与された可能性があるとみられること。

(三) 再生鏡はこれまでの舶載鏡がカメラ棺などに副葬された風習と違って、住居跡、その他(一部墓に副葬)に放置されるなど出土箇所が一定しない。しかも放置、副葬の時期が弥生時代終末から古墳時代初期のごく限られた期間に集中していることが注目されること。

再生鏡については以上の三点の問題をとらしてきわめて興味があるが、弥生時代の東アジア情勢の中で漢代青銅鏡自身の問題は未だに検討が必要であり結論は先に送りたい。この問題を提起するに当たっては樋口隆康、福永光司、王金林の各氏には格別の御指導を賜り、また後藤宗俊、高倉洋彰、小倉正五、高橋徹の諸氏には厚意にみちた教授を賜り、ここに心から感謝し、今後とも叱咤激励を願つて止まない。

参考文献

後藤宗俊 「大分川下流域における在地首長の成立と発展」『大分県地方史』七三 一九七四

『大分の歴史』 大分合同新聞社 一九七六

高倉洋彰 「弥生時代副葬遺物の性格」『九州歴史資料館研究論集』一二 一九七六

賀川光夫 「所謂北九州外域における後漢鏡の出土背景」『日本大学史学科五〇周年記念論集』 一九七六

高橋 徹 「廃棄された鏡片」―豊後における弥生時代の終焉―『古文化談叢』一九七九

王士 倫 『浙江出土銅鏡』 一九八七

樋口隆康 『古鏡』 一九七九

東方朔 『神異経』 (晋・張華注)

『神異経』 「昔、夫婦まさに別れんとするものあり、鏡を破り、各半を執り、以て信為する。その妻、にわかに入と通ず。鏡、かささぎと化し、飛びて夫の前に至る。その夫、すなわちこれを知る。後人によつて鏡を鑄るに、かささぎの背上に安んずるを為す。」

『本事詩』 陳の太子舍人、徐徳言の妻は、後主、叔寶の妹なり。榮昌公主に封じられ、才色冠絶たり、時に陳政まさに乱れる。徳言相保たざるを知り、その妻に言いて曰く、「君の才容をもつてすれば、必ずや権豪の家に入らん。ここに未は絶たる。もし縁未だ断たれず、なお相見えんことをこいねがわば、よろしく以てこれを信すること有るべし」と。すなわち鏡を破りて、各その半を執り、約して曰く、「他日必ず正月某日をもつて都市に売れ。我まさに有らば、すなわちこの日を以てこれを訪ねん」と。陳滅ぶに及び、その妻果たして越公楊素の家に入る。寵嬖ことに厚し。徳言、流離辛苦し、僅かによく京に至る。ついに正月某日を以

つて都市を訪れるに、蒼頭に半鏡を売るもの有り。大いにその値を高うす。人皆これを笑う。徳言、直ちにひきてその居に至り、食を設けてつぶさにその故を言い、半鏡を出して以てこれと合わす。すなわち詩を題して曰く、「鏡人とともに去る、鏡婦へるも人未だ帰らず、嫦娥の影を復すること無く、空しく名月の輝きをとどむ」と。陳氏詩を得、涕泣し食さず。素これを知り、愴然として容を改め、徳言を召しその妻をかえす。なお厚くこれにおくる。聞くもの、感嘆せざるものなし。なお徳言、陳氏とともに飲み、陳氏をして詩をなさしめ曰く、「今日は何の還次か、新官の旧官に対す、笑啼ともに敢えてせず、まさに作人を驗すに難し」と。遂に徳言と江南に帰り、竟に以て老を終ゆ。

以上の訳は友永植の教示をうけた。記して氏に感謝をする。